

公 示

航空自衛隊第2補給処
十条支処公示第23号
平成27年11月18日

各位

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第2補給処十条支処
調達課長 税田 一郎

旧航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に
関係する企業等への再就職に係る措置について

標記について、下記のとおり公示します。

記

旧航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する企業等への再就職に係る措置について（防人計（事）第15481号27.10.1）に基づき、次に該当する企業に対して、入札書又は見積書の提出（以下「入札等」という。）に先立ち、コンプライアンス確立等の審査を行います。

1 審査対象企業

- (1) 参加しようとする入札等の日から過去5年間に旧航空自衛隊第1補給処との契約実績を有する企業及び同営利企業の会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社である営利企業を指し、合併や分社等により当該企業の後継となった企業（以下「受注実績企業」という。）で、旧第1補給処契約関係隊員（第5項参照、以下同じ）であった者が平成27年10月1日以降に再就職し、当該入札等の日から過去5年以内のいずれかの時期に在籍している場合
- (2) 平成22年に発覚した航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関与した企業及び同営利企業の子会社及び合併や分社等により当該企業の後継となった企業（以下「事案関連企業」という。）で、旧第1補給処契約関係隊員であった者が平成27年10月1日以降に再就職し、参加しようとする入札等の日から過去5年以内のいずれかの時期に在籍している場合

2 提出資料

入札に先立ち、以下の（1）又は（2）を確認できる資料を提出してください。

- (1) 受注実績企業に該当する場合

- ア コンプライアンス・マニュアルの策定
- イ コンプライアンスに係る社内研修の実施
- ウ コンプライアンスの担当部署・担当者等の設置
- エ コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルールにおける通報者の懲戒軽減措置の内包
- オ 同業他社との接触ルールの設定（ア又はエに包含されている場合を含む。）
- カ コンプライアンスに係る社内監査の実施（ウに包含されている場合を含む。）
- キ 内部通報制度の整備（ウに包含されている場合を含む。）

(2) 事案関連企業に該当する場合

- ア 平成22年3月30日以降におけるコンプライアンス・マニュアルの策定又は改訂
- イ 平成22年3月30日以降における社内研修の実施
- ウ 平成22年3月30日以降におけるコンプライアンスの担当部署・担当者等の設置、改編又は強化
- エ コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルールにおける通報者の懲戒軽減措置の内包
- オ 平成22年3月30日以降における同業他社との接触ルールの設定又は改正（ア又はエに包含されている場合を含む。）
- カ 平成22年3月30日以降におけるコンプライアンスに係る社内監査の実施（ウに包含されている場合を含む。）
- キ 内部通報制度の整備（ウに包含されている場合を含む。）

3 期間

- (1) 受注実績企業に該当する場合は平成30年7月31日までの間
- (2) 事案関連企業に該当する場合は平成32年12月13日までの間

4 入札等参加制限

上記2に基づき提出された資料を審査した結果、受注実績企業にあつては企業におけるコンプライアンスに問題がないこと、事案関連企業にあつてはコンプライアンスが確立され談合等に関与するおそれがないことが認められない場合は入札に参加すること及び随意契約の相手方となることはできません。

5 旧第1補給処契約関係隊員

旧第1補給処契約関係隊員とは、離職前5年間に、次の職に補職されていたものをいいます。

組織名	職名
航空自衛隊補給本部	本部長、副本部長、第1部長、第1部第1整備課長、同第1補給課長又は同第1調達課長
旧第1補給処	処長、副処長、資材計画部長、資材計画部資材計画課長
旧第1補給処東京支処	調達部長、調達部調達管理課長、調達部第1調達課長、調達部第3調達課長、調達部調達検査課長、調達部会計課長
旧第1補給処立川支処	支処長、補給管理課長

以上

本件に関する問合せ等は、次にお願ひします。

〒114-8566

東京都北区十条台1丁目5-70

航空自衛隊第2補給処十条支処

調達課

電話(03)3908-5121(内線7612)